

第1回八代市総合教育会議会議録

(平成27年5月19日)

八代市教育委員会

第1回八代市総合教育会議会議録

【開催日】 平成27年5月19日（火）

【場所】 市役所本庁5階B会議室

【出席者】 中村博生 市長
北岡博 教育長
高浪智之 教育委員
小嶋ひろみ 教育委員
倉野敏郎 教育委員
松永松喜 教育委員

【出席職員】 坂本正治 総務部長
丸山智子 総務部次長
松川由美 秘書課長
宮村博幸 教育部長
釜道治 教育部総括審議員兼次長
桑田謙治 教育部政策調整審議員
宮田径 教育政策課長
澤田宗順 生涯学習課長

【事務局】 丸山尊司 教育政策課長補佐
山村悟 教育政策課副主幹兼教育政策係長
北田優子 教育政策課参事
内田隆之 教育政策課主任

【協議事項】 (1) 八代市総合教育会議設置要領（案）について
(2) 教育に関する施策の大綱について
(3) 八代市（中央）公民館体制の基本的方針（案）について

（午後4時00分開会）

【発言要旨】

丸山教育政策課長補佐 定刻となりましたので、ただいまより第1回八代市総合教育会議を開催いたします。初めに、中村市長から御挨拶をお願いします。

中村市長 皆さんこんにちは。本日は第1回八代市総合教育会議ということでお集まりいただきました。これは皆様方御承知のとおり、4月1日から新しい教育委員会制度がスタートしたわけで

すが、これに伴いまして設置することになりましたけれども、教育委員の皆様には日ごろより、教育行政につきまして大変な御尽力いただいておりますことに、改めまして感謝を申し上げたいと思います。現場の教育も含めて、全国的にも、殺人であり、いろんな事案が出ております。子が親をあやめる、親が子をあやめるような事件が多発しているような中で、幸いにして八代ではそういった事案はありませんけれども、いつ起きるかわからないのが今の教育の現状であります。そういった中で教育委員会の役目というのは、大変大きいものがあるかと思えますし、行政と一体となって八代の教育というのを新たに見つめ直していかなければならないのかなと考えております。時代の流れといいますか、変わるにつれてそういった問題が多発する傾向があると思えますし、田舎のよさ、都会のよさ、このアンバランスさがあるように思います。我が八代市においては、田舎という一体感で、地域の皆さん方が子どもを守っていただいている。そういったまちでなければならぬと思えますし、これも今後皆さん方と、よりよいいろんな協議をやりながら、八代教育というのを確立していかなければならないのかなと思っておりますので、教育委員の皆さん方におかれましては、今後とも引き続き、いろんな形で御指導、御協力いただければありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

丸山教育政策課長
補佐

ありがとうございました。

続きまして、第1回目の総合教育会議でございますので、当会議に御出席いただく教育委員会の皆様を御紹介します。それではまず、北岡教育長です。

北岡教育長

改めましてこんにちは。教育長の北岡です。中村市長から、年が明け4月になり、早い段階で総合教育会議については開催したほうがいいのかということでお声かけをいただきまして、本日この総合教育会議を設置することになりました。非常にありがたく思っています。総合教育会議の意義ですが、首長と教育委員会が重点的に講ずべき施策などについて、調整することによって両者が教育施策の方向性を共有して一致して執行することができるということがあるかと思えます。今回の制度の改正と、そのメリットが十分に生かされますように、第1回目の会議が有意義なものとなればと思っておりますのでどうぞよろしく願います。

丸山教育政策課長 続きます、高浪教育委員です。
補佐

高浪教育委員 一日も早く現場に対する指導ができるような内容を提供できればということで、皆さんと協力してつくり上げていければと思います。よろしくお願いします。

丸山教育政策課長 続きます、倉野教育委員です。
補佐

倉野教育委員 お世話になります。一体となって八代市が一つにまとまって方向性を示すということは、非常に意義があると思います。私たちも頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

丸山教育政策課長 小嶋教育委員です。
補佐

小嶋教育委員 教育委員の小嶋です。よろしくお願いします。娘が障害児ということで、特に特別支援のお母さん方のお声等を伝えられるようにこれから頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

丸山教育政策課長 松永教育委員です。
補佐

松永教育委員 はい、松永です。昨年の10月1日からしているわけですが、新人ですので何もわかりませんので、よろしくお願いします。

丸山教育政策課長 ありがとうございます。続きます事務局職員から自己紹介をお願いします。まず、総務部からお願いいたします。
補佐

(出席職員及び事務局、自己紹介)

丸山教育政策課長 ありがとうございます。
補佐 最初に総合教育会議の概要につきまして、事務局より説明をお願いします。

宮田教育政策課長 それでは、総合教育会議の概要について説明します。

この会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の今回の改正により、地方公共団体の長が設置するようになったもので、市長が教育行政に果たす責任と役割を明確にし、教育委員会と協議することで、教育施策の方向性を共有していこうというものです。

次に、会議の位置づけと構成についてですが、こちらは市長と教育委員会との対等な協議、調整の場であるということ。それと協議した方針のもとに、お互いが事務執行に当たるということ。それと市長、教育長、教育委員の全員参加が基本ということ。最後に緊急の場合は、市長と教育長のみで協議することも可能ですが、決定については、教育委員会で再検討の後に行うこととなっています。

次に2番目の協議、調整事項です。この会議は、市長と教育委員会の協議と調整の場と説明しましたが、協議とは自由な意見交換の場として幅広く行われること。また、調整については、教育委員会権限の事務と予算、条例、福祉等の市長権限の事務、この2つの事務の調和を図ることを意味しております。

この会議で協議すべき事項ですが、市長が定める教育に関する大綱に関すること。この大綱については、後ほど、協議事項の中で説明したいと思います。それと教育に関する条件整備や地域の実情に応じた重点的な施策に関すること。例として挙げていますが、学校を初め教育施設の整備、予算や条例制定等、市長の整備に属する事項で両者の調整が必要な事項。また、認定子ども園等の幼児教育、保育、青少年の健全育成、子育て支援、そういった分野で両方で連携が必要な事項等が考えられます。次に児童生徒の生命身体に危険が及ぶような緊急事態への対応について、こちらも例として下に挙げておりますが、いじめ問題とか、登下校時の事故、災害発生時の対応等が想定されております。

次に(2)の協議すべきでない事項ですが、国から示された指針によると、教科書の採択や教職員人事等、政治的中立性が高い事項、それから3ページ目の日常の学校運営に関するささいなこと等が挙げられております。

それから3番目に協議・調整結果については、お互いにその結果を尊重すること、そして、調整のついていない事項に関しましては、それぞれの執行権限に基づいて判断することが定められております。

最後に4番目ですけれども、会議は原則的に公開となります。ただし、個人の情報保護や公益が害されることが想定され

る場合には非公開とすることができます。また、会議の内容は議事録を作成し公表するよう努力義務があります。

以上が概要ですけれども、補足としまして、この会議について年にどのくらいの頻度で開催予定なのかということですが、基本的には案件に応じて、随時開催。今回の中央公民館のように、学校統合ですとか、大きな予算を伴う施設整備、そういった案件に応じて開催するということです。年に4回程度を予定しております。なお、この会議は市長が設置し、招集するものですが、八代市でその事務について、補助執行により教育政策課が担当することとなっております。

以上、総合教育会議の概要説明でした。よろしく申し上げます。

丸山教育政策課長
補佐

ありがとうございました。ただいま事務局から説明した事項につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。よろしかったでしょうか。

特にないようですので、それでは次第の4番目、協議事項に移りたいと思います。協議の議事進行につきましては、中村市長にお願いをしたいと思います。それでは、市長、よろしく申し上げます。

中村市長

それでは進行をさせていただきます。まず、協議事項の1番目、八代市総合教育会議設置要領について、事務局より説明をお願いします。

宮田教育政策課長

はい。それでは協議事項の1番目、八代市総合教育会議設置要領（案）について御説明します。この設置要領といいますのは、総合教育会議の設置・運営に関しまして必要事項を定めたものです。お配りしております資料の2でございます。一通り条文を読み上げます。

第1条、この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、八代市総合教育会議（以下「会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。第1号、八代市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定。第2号、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。第3号、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるお

それがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。

第3条、会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

第4条、会議は、市長が招集し、会議の議長となる。第2項、教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。第3項、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

第5条、会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

第6条、会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条、市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

第8条、会議の庶務は、教育部教育政策課において行う。

第9条、この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

以上、条文を読み上げましたが、この要領は総合教育会議を設置する根拠となっております国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の総合教育会議をうたった条項に準拠する形でつくられています。この法律の第1条の4第9項に、会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定めるとなっておりますので、これに基づいてお諮りをするものです。御審議方、よろしく申し上げます。

中村市長

ただいま説明がありましたが、この事項について何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

中村市長

何もないようですので、この要領(案)は、御了承いただいたということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

中村市長

ありがとうございます。この要領に基づき会議を運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議事項2、教育に関する施策の大綱について、事務局より説明をお願いします。

宮田教育政策課長

はい、それでは協議事項の2番目です。教育に関する施策の大綱について説明します。教育に関する施策の大綱については、今回の教育委員会制度改革に伴う地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新たに定められたものです。

まず大綱の策定について、市長は地域の実情に応じた教育に関する総合的な施策の大綱を教育委員会と協議しながらつくりなければならないという内容です。ただし、国の指針によると、地方公共団体において、既に教育振興基本計画が定められている場合には、市長が総合教育会議において教育委員会と協議して、当該計画をもって大綱にかえることと判断した場合には、別途、大綱を作成する必要はないとされています。

八代市においては、八代市教育振興基本計画を平成25年3月に作成をしております。教育振興基本計画は平成25年3月に策定したものでございまして、平成25年度から平成29年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき、教育委員会所管の施策を示している計画です。下に抜粋で書いておりますが、やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくり、という基本理念です。その下に五つの基本目標が定められているものです。

したがって、総合教育会議で、この教育振興基本計画で十分と判断されれば大綱を新たにつくる必要はないわけですが、この計画は主として教育委員会の事務に関する事に主眼を置きまして作られていますので、市長部局との関連、連携といったところで、どうしても十分ではないというところです。そこで、事務局としては、この計画をベースにし、市長部局からの視点に立った新たな項目をいくつか加えた形で大綱の策定ができればと考えています。

なお、この大綱がどのくらいのボリュームを持ったものか、そのイメージをつかんでいただくために、参考資料1としまして、栃木県小山市の大綱をお配りしています。数枚の資料がありますが、このように、一般的に行政がつくる分厚い計画書ではなくて、市長が目指す教育の基本理念、基本目標を大きな項目で捉えて記したものです。このようなイメージで大綱は考えています。今後、市長部局の関係課と検討会を立ち上げ、連携が考えられる内容を協議したいと思います。そして、秋頃には、この大綱の案というようなものを総合教育会議に諮り、承認いただければと考えています。大綱の作成にあたっての考え方、進め方について、皆様にお諮りするものです。よろしくお願

します。

中村市長

はい、説明がございました。これに対して、何か御意見御質問ありましたらお願いします。秋までには大綱をつくるというようなことだったと思います。

高浪委員

先ほどの説明の中で、25年の3月に策定されました八代市教育振興基本計画というのがありますが、これで見ますと、現場の人たちに関わる問題をどのようにしてというのがわからない部分がある。例えば、教職員の指導力向上という基本方針に対して、主な施策として、教育活動の支援と人材育成と……。ところで計画の24ページにあるので、アンケート、市民とか保護者あたりのアンケートからパーセント持ってきてそのままつくられている。このほかに何か具体的にこういう内容というのがありますか。

宮田教育政策課長

質問の確認ですけれども、24ページの表がございますよね。アンケートの。これ以外にもデータが……

高浪委員

実際に現場の人たちをどのようにしてその方針どおりの指導をされていくというような具体的な事例かなんか挙げてあるような資料がありますかということ。漠然とこういうことと書いてある。これをですね、大綱の策定の中で事前につくってある計画があればそれはそれでいいみたいな話しになると……、以前の策定ですよ。

宮田教育政策課長

そうですね。2年ぐらい前の計画になりますけれども……。

高浪委員

だから法律が変わったり、人が変わられたり、いろんな時代の変遷があった後に、こういうものをという内容ではないですよ。

宮田教育政策課長

ただ、つくられてから2年ぐらいの経過で、まだ計画期間といえますか、実際に5年間でやっていこうと決めたところですので、毎年を検証というのは必要かと思いますが、ただ、29年まではこの計画に沿って進めていくといった段階かなと認識しています。

高浪委員

今、毎年を検討と言われましたよね。年に1回事業の点検報告をするようになっていきますよね。これはもちろん議会にも説

明をしますと。その中で、知見の活用ということを昨年申し上げて、今年度から予算に取り込んでいただいたのですが、では、それを教育施策の充実にどのように結びつけるかというような、いろいろな議論をしなきゃならないじゃないですか。それと一緒に今のような教育活動の支援と人材育成をどのようにするかということ点を点検して、じゃあこのように政策転換しましょうというのを語られたことがあるのかないのかなと。今までに……。

宮田教育政策課長

はい。これまでは市の行財政改革における検証をシステムに基づいた検証で兼ねていたという面がありますので、今年度は教育委員から指摘がありましたように、知見の活用ということで外部の委員を入れての検証も計画しています。それに基づいて、さらにこの計画を進めていけるように、毎年の検証はしていきたいと思っております。

高浪委員

わかりました。ありがとうございました。

中村市長

ほかにはないですか。はいどうぞ。

松永教育委員

八代市教育振興基本計画の中で12ページですけども、先ほど始まる前に倉野委員と話しをしたのですが、一番上です。子ども達の生きる力と出ておりますけども、この下に文科省が生きる力を3点示しておりますね。知・徳・体のバランスのとれた力を備えた3点を示しております。これがですね、小学生なのか、低学年なのか。どうしてもわからないのではないかと。八代で作ってあれば八代バージョンで、低学年1・2年生は1・2年生、3・4年生は3・4年生、5・6年生は5・6年生、中学生はいいかもしれませんが、わかるように生きる力の説明を、八代バージョンで、今度、大綱をつくられる際にはお願いしたいと思います。

宮田教育政策課長

はい。12ページの生きる力で示されている3点、こういつたのをわかるように大綱でもということですが、先ほど栃木県小山市の参考事例として付けておりましたが、なかなか細かいところまで表記するようないわゆる大綱のつくりですね、大きなところで市長の教育に関する考え方をまとめた形になりますので、小さいところまでの表記は難しいかなという気はします。ただ、この教育基本施策の基本計画ですね、細かいところまで決めたものですが、先ほど御説明しましたような毎年の検

証の際にですね、そういった細かいところにつきましても反省等、ちゃんと挙げながら次年度に生かしていければと思っております。今回、提案しているのは、大綱のつくり方……、こういった市長部局からの視点を加えながら、この基本計画をベースにつくっていいのでしょうかという、なかなか中身の詳しい話しをされますと教育委員会が全部そろわないと難しいのかなという気がしますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

北岡教育長

今のでちょっといいですか。今、委員から御意見が出たわけですので、検討していかれる中でこのような意見も出ているということ踏まえた上で、どこまで出せるのか、どの内容まで載せていくのかということを検討していく。今この場で載せる載せないという話しではなくて、意見が総合教育会議の中で出たということを示した中で検討していくと。その中で、もちろん量が、大綱の文章量がどんどんどんどん大きくなっていってしまうということがあるかもしれませんし、逆に検討した結果、ここまでは大事な部分なので、わかりやすい解説をつけても出せるということであるならば、多くの市民の方が見られたり、多くの方の目にとまるものですから、より理解していただけるような方策で検討を進めるといいかなというような気がします。

宮田教育政策課長

はい、わかりました。

中村市長

八代バージョンが一番わかりやすい。わかりやすいのをつくっておかないと。かた苦しいというと、そういう部分もあっていいような気がしますね。そういうことでいいですか、今は……。

松永教育委員

基本計画の中で、ほかにも難しいのが出てくるので、もう一回検討いただければと思います。

高浪教育委員

いいですかね。今のにちょっと関連して。市民の方々は、マスコミの情報とか、そういうのに敏感に、中身をやりかえないと、ある程度わからない部分があって、教育委員会は何してるんだという部分があるんじゃないかなと。説明責任というのが、なかなか表に出ないような気がするんですけど。何があっても、ただ悪いだけ言われて、教育委員会がどういうことをして、そういうことを解決していったんだというようなことが見

えれば、もっとみんなが頑張っているんだということを知りやすく、そういうことを松永委員が言われたように、何らかの資料として現場にわかりやすく説明できるようなものがあれば、もっとわかりやすいと思います。

宮田教育政策課長 御意見として頂戴いたしまして、検討させていただきます。

桑田教育部政策調整審議員 いいですか、一つ。今、高浪委員からありましたように今回の教育委員会制度改革、裏表のカラー版にあるかと思いますが、その中でポイント2というところで、教育委員会がどういう活動をしているかというのを会議の透明化で住民あたりにもお知らせしなさいよ、というのがポイントになっております。その中で、今回改めて、これまでも法律等であったのですが、会議録、議事録を作成、公表しなさい。今までは大要等で概要版でもよかったのを詳しく作成して公表しなさい、という規定もできております。今回、そのあたりも含めて会議録の公表の方法を見直したりとか、それと、これまで八代市教育委員会教育要覧というのがありませんでした。そのあたりも含めてですね、当然、教育委員、市民の方あたりにも、そういうのを作りましてお知らせしましてですね、教育委員会の活動をわかりやすく、そういった要覧あたりの作成についてもしていきたいと考えています。以上です。

高浪教育委員 ぜひ、そういった取り組み、こういうのをやっているんだという……、こういうふうに対処しているんだというのをしないと一方的に言われるばかりで職員の皆さんも大変だろうと思うんですよね。だから、ぜひそういう内容を周知していただくような資料を提供していただければと思います。

中村市長 いいですか。お願いしますよ。

倉野教育委員 いいですか。今、松永議員がおっしゃったことと重複するかと思いますが、より具体的に申し上げてみたいと思います。今日いただきました基本計画の中にも、11ページぐらいからちょっと見るだけでもですね、例えば、八代の絆でつむぐ心豊かな人づくり、ですね。そのさらに下のほうの3行目、心豊かな人、思いやりのある人、命を大切にする人、という言葉が並んでいるわけですね。心豊か。さらに次のページには生きる力、それからわかるようで教育力、そういうような言葉がどんどん出てまいりますね。文科省が示す指導要領あたりにこう

という言葉が羅列されていて、これは非常に意味を持って文章をつくられておりますので、目指すものがつくられておりますので、非常によくできていると思うんですが、学校教育の中で絞っていけば、そのことを目指すのは、子どもたちをそういうふうに育てるということでしょうか。ところが、実際に指導するのは誰かという教師ですよね。そのことをねらって24ページには教職員の資質・指導力の向上というようなことがうたわれていると思うんです。しかし、心豊かな人というのは具体的にどういう子どもに求められる能力か、大人に求められる能力かという、教師は十分この事をわかっているだろうか。何となく生きる力、分からないようなあれではありませんけども、生きる力って本当に具体的にどういうことを指すのか。

そして、例えば、今、体育の指導書の中にですね、体力を向上させるということが体育学習の大きなねらいの一つですよ。大きく捉えると。ところが体力って何かと申した時に、筋力であるとか持久力であるとか柔軟性であるとかはわかるんですが、調整力という言葉が出てくるんです。そしてこの調整力は、生後生まれてからほぼ小学校6年生までで発達が終わるんですね。それで小学校の体育は調整力を高めるために学習内容が構成されているんです。ところが、それを現場の教師は知らないんです。この調整力なんていう言葉もよく知らない。それで非常に効果があったなと思うんですが、昨年植柳小学校が、松橋において県のこういう何の大会だったかわかりませんが、そういうことについて発表しています。恐らくそのことによってかなり浸透したんじゃないかと思うのですけれども、じゃあ、この調整力とは何ですかと、答えなさいと言ったら、恐らく教職員でこれをちゃんと答えられる人はいないんじゃないかと。それがわからないのならば、小学校の1年生の体育の授業を展開する時にどのようなことを、例えば、このボール運動を使ってこういうことをやりますよと指導書には書いてある。しかし、その指導書でなぜボールを使ってこの調整力が高まるというのは書いていないのです。だから、この勉強を相当やらせないと、私は子どもに本当に生きたものになってこないんじゃないかなと思うんです。そういう言葉遊び的な感じなのが、文部省が目指すのはしっかりしていると思いますので、この、八代でつくられる大綱でありますとか、それから基本計画ですね。これにはこのとおりでいいと思います。これをさらに現場の方たちが理解するような手順をもっていかないと。例えば、今言ったことを1年生はどのようにするのか、2年生ではどうするのか、5・6年ではどうするのかというのがわからな

いままでやっているのですね。例えば、小学校の種目なんですけれども、本当は障害走といいますけれども、言葉がそういった言葉を使うと非常に難しい点もありますので、本当はその言葉で出てくる。わかりやすいためにハードル走と言うんですね。だから、ハードル走というのはなぜあんなのをやらせるかという、調整力を高めるためにハードル走というのはあるわけです。現場では、必ずハードルを並べて練習させようとする時に、ハードルとハードルの間は3歩で行きなさいという指導をしてしまうんです。ところが3歩で行きなさいというのは競技からきているわけで、調整力を高めるためであれば短くしたり長くしたり、今日は2歩で行ってみようとか、右も左もどちらでもハードルを越えられる能力が高いほうが調整力は高まるわけですね。そういうことがわからずにハードルをやろうとしたら、誰もかれも3歩で来い、3歩で行くんだというハードル間をつくってやっていると、わざわざ競技者をつくっているにすぎないわけですね。

そういうふうに例を今言いましたが、なかなか出てくる言葉を細かく理解していないという、そのために私はなかなか成果が上がっていないんじゃないかなというふうに思うんですね。だから生きる力、学力というのが出てくると思うんです。点数とらせたら学力が高いと考えるのか、どうかと思います。私、研究指定校を受けて、八千把小学校の時に受けましたが、学力向上フロンティアスクールです。だから、学力というのを先生たちがどういうふうに捉えて、自分たちも学力って何なのかということきちんとしっかり定着させなければいけないと、そういうふうなことがありましたので、全職員を集めて学力とは何かというのを出させます。そうしましたら100項目ぐらい挙がってくるわけです。で、そういうふうに学力一つについても考え方というのは非常にまちまちなんですね。それをいかに学力とは何か、しかも小学校でやるのは何か、今度は絞り込みを始めなければならない。そういうようなことを経験いたしましたけれども、我々がここでこれを示すだけで現場はそれを受けて、自分なりに解釈して、やっていくというだけでは非常に効果が薄いのかなと思います。ですから、何とかこれを学校教育課がこの後を受けて現場にどうおろすかという問題になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら付近をよく頭に入れてかかっていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。世の中で価値観が違うというのは当たり前言葉のように出てくるんですが、価値観は本当は違ってはならないのではないかと、私はそう思っているんですね。だからそれぞれ

に考えていくものだから、価値観が違うとかそういうことになってしまうようなことに私は考えているんですけども、この言葉をもう少し現場で正しく理解させるような方法をとらなくちゃいけないのではないかと痛感しております。どうぞ、よろしくをお願いします。

ですから、必ず豊かという言葉は（聴取不能）使われませんですね。豊かな学力、豊かな体力、豊かな心とあれば豊かな能力ととられると思いますし、なぜ豊かなという言葉は、心の面にだけ使われるのかどうも不思議でならないのですよね。

高浪委員がおっしゃったことからいきますと、保護者の方、市民の方がどういうことを教師に求めていらっしゃるかということの中で、ここにたくさん出ておりますが、今の現場の教師がどういう実情であるかをやっぱり探るといいますか、そういうことも大事になってくるのではないかなと思います。

中村市長

今、いろんな御意見が出ましたけれども、大綱の作成については、この基本計画に基づくのは基づきますけれども、いろいろ出ましたよね。そういったことも思慮しながら、よりよいものをつくるべきかなと思いますので、よろしくをお願いします。

小嶋教育委員

すいません。今、皆さんからいろいろ出ました。重なる部分もあるかなと思うんですけども、この基本計画をもとに大綱を作られるということなんですけれども、この基本計画をつくられた当時から状況が変わっているもの……、例えばですね、特別支援を要する子ども達がやはり通常クラスに6.5%から6.7%ぐらいにふえてきているというような状況であったりとか、ひとり親がすごく多くなって、シングルマザーの2人に1人は貧困であると、それが子どもの貧困につながって、不登校やネグレクト等の問題につながっているというようなことも年々変わってきている状況がありますので、できれば、最新の傾向と、そういうのをもう一回、八代の現状ですね、そういった状況の中でなかなかPTAの役員になる人がいないとか、せっかくその地域とつながって教育力を上げて家庭教育をしながらということをせっかくうたってあるんですけども、実際、それを一緒に頑張ってもらいたい親はなかなか、頑張れる状況にないというような現状を取り入れて、もう一回考えていただければもっとぐっとくるものになるのかなと考えました。よろしくをお願いします。

北岡教育長

私から……。今、たくさん御意見が出ましたが、大綱という

ことですので、大きなものを示すということになるのかなという感じがします。いろんな教育の課題ですとか、一つ一つの課題を取り上げていくと、大量なものになっていくのかなと思いますので、大綱というのをどの程度でつくるのかという方向性を、本日この総合教育会議の中で方向性が示されれば、それにのっとり事務方でいろいろな協議を重ねながら、入れられるもの、それから入れると大量になっていくというようなところで大きく示すものというのが出てくるかなと思います。あとはいろいろ出た御意見というのは、教育振興基本計画を今後また修正していく、改定していくというような時に、当然教育もいろいろと変わっていく、考え方も変わっていく、新しい文言があるかもしれません。そういうものを盛り込んでいきながら、新しい教育振興基本計画というものを改定するたびに実情に合ったものに変えていくのが一番よろしいかと。大綱というものが大きく示されていて、その次に教育振興基本計画があって、それに基づいて、先ほど倉野先生が言われたように、具体的に、またそれが現場に下りていって実行力のあるものになると思っています。

中村市長

基本計画はできているものの、現場にちゃんとした形でできるような体制も必要かと思いますので、大綱は大綱として打ち出していかなければなりませんのでよろしくお願いしたいと思います。

北岡教育長

大綱については何か。栃木県小山市のような……。

中村市長

こういった感じで。このくらいが一番わかりやすい。このような感じでとりまとめてお願いします。ほかにはないですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

中村市長

それでは協議事項の3番目、八代市中央公民館体制の基本的方針(案)について、事務局より説明をお願いします。

澤田生涯学習課長

皆さん、こんにちは。生涯学習課の澤田です。八代市(中央)公民館体制の基本的方針(案)について説明をします。

中央公民館の位置づけ及び整備に当たっては、本市の主要な施策であるとともに、これまでの公民館体制と大きな政策転換となります。今後、市の政策的判断が必要となります。市と教育委員会が方向性を共有し、一致して執行に当たることが必要

であることから、本日の会議の協議事項として提案するものです。タイトルに八代市（中央）公民館と表記しております。これは、八代市公民館条例別表に所在地は生涯学習課内として八代市公民館と明記され、中央公民館とは表記されておられません。しかし、校区公民館に対して、機能としての中央公民館を表現する必要があることから括弧書きで表記をしています。これから先の説明については、中央公民館と呼ばせていただきます。

それでは資料の1ページを開けていただきたいと思います。趣旨についてですけれども、本市の公民館体制はこれまで校区公民館21施設を使って地域の生涯学習の場の提供や公民館事業を行ってまいりました。旧市では生涯学習の総合連絡調整、事業の体系化、相談等を行う中核施設である中央公民館の設置について、必要性は認めつつも、合併後も具体的には検討されない状況でした。このような中、本市の住民自治によるまちづくりをより一層推進するための具体的方策として、平成28年4月を目途に、校区に設置された公民館等施設を、地域の活動拠点施設としてのコミュニティセンターとして位置づけ、施設を市長部局で一元管理する。教育委員会においては既存施設等を視野に入れ、中央公民館を整備し校区公民館体制から中央公民館体制へ再編するという基本的方針が昨年5月に確認されました。これを受け、教育委員会で住民自治によるまちづくり推進に対しての構築を協同で進める必要があり、これまで校区公民館で行ってきた公民館事業を継続的、発展的に実施していくためには、公民館体制の見直しを行う必要があることから新たな体制として、中央公民館体制への移行を位置づけ、当該施設の整備を行うものです。

資料5ページをごらんいただきたいと思います。体制の再編図をあらわしております。図の上段が現行の公民館体制で、下段の方が中央公民館体制移行後を示しております。ここでは最初に触れましたが、八代市公民館は現在、千丁支所内の生涯学習課がいわゆる中央公民館の位置となっております。このままの状態では校区公民館がコミュニティセンター化されれば、本市の公民館事業を实际行う施設がなくなることになり、中核施設としての中央公民館の位置づけと整備は急務であります。コミュニティセンター化により、校区公民館に配置された公民館主事は必要なくなりますが、これまで校区公民館で実施してきた公民館事業は、中央公民館に配置される社会教育主事や公民館主事がコミュニティセンターを活用して継続的に実施します。また、これまで公民館主事が各校区でかかわってきた公民館事

業以外の地域活動の支援、行政と地域のパイプ役など多岐にわたる業務については、住民活動の支援や住民サービスが停滞しないようコミセンに配置される地域支援職員やまちづくり協議会等に引き継いでいく必要があります。

それでは資料の1ページのほうの中段に戻っていただければと思います。基本方針をごらんいただきたいと思います。体制移行には課題がありますが、それを解決するため基本方針として公民館活動の充実と、効率的なサービスの提供を行い、校区公民館体制から中央公民館体制への移行を進めることとしました。

まず①中央公民館の整備方針としまして、中央公民館はこれまでの校区公民館から、市全体を中央で統括し全市域を対象として行う生涯学習プログラムが実施できる施設とし、既存施設の有効活用を視野に入れ、位置づけと整備を行う。整備に当たっては、八代市教育文化センター建設基金の活用を検討する。

次に②ですが、生涯学習課の体制を再編し中央公民館に公民館主事を集約し、企画、運営等の一元化を図る。公民館主事が複数校区を担当し、校区公民館で実施してきた公民館事業を継続して行います。また、次のページになりますが、業務の移行につきましては、中央公民館で実施していくもの、コミュニティセンターを活用して実施していくもの、コミュニティセンターに引き継ぐもの等を明確にしていくこととしました。

そこで中央公民館をどこに位置づけるかが一番の課題となり、それを早急に決めなければ、体制移行に支障が出てきます。生涯学習課では昨年5月以降、先ほど説明しました基本方針により検討を進めてまいってきたものです。まず、新設については、市の財政事情、時間的制約等を考えますと、現実的ではないと思われまます。それでは既存の施設の活用ということになりますが、施設にホールをもった八代市厚生会館、パトリア千丁、鏡文化センター、やつしろハーモニーホールの4施設を対象として、所管課への打診、その結果を踏まえた課題整理を行いました。課題を整理した結果については、パトリア千丁は2階が温泉施設として再開を予定されておりますのでホール及び1階部分を、厚生会館につきましては施設全体を、それからハーモニーホールも施設全体を、鏡文化センターはホール以外に活動する部屋が少ないということから文化センターと鏡支所3階を中央公民館と想定しまして、施設の利用向上、それから位置、利便性、整備費、移行状況の面から評価をし、総合評価としましてパトリア千丁が適していると評価をしました。

資料の最後のページになりますが、中央公民館体制に向けた

経緯を示しております。昨年度は中央公民館体制の移行についての今までの協議内容を教育委員会の勉強会、それから公民館運営審議会、社会教育委員会、社会教育関係団体、それから市議会文教福祉委員会等で説明を行い御意見をいただいたところです。すいません、4ページに戻っていただきたいと思いますが、これらの各方面からの御意見を受けまして、中央公民館体制の移行についてまとめとしております。平成28年4月のコミセン化に向け体制移行を行っていくが、現在の状況や今後の市の現状を総合的に判断しながら進める。それから、既存施設等の有効活用を視野に入れますと、パトリア千丁を中央公民館として位置づけ、施設の改修は必要最小限とし、随時行っていくと基本的方針（案）をとりまとめたところです。この基本的方針（案）につきましては5月7日に市政連絡調整会議におきまして説明をしております。また、5月14日に開催されました定例教育委員会におきましても、本案について御承認をいただいたところです。教育委員の皆様方からは、この考え方に異論はないけれども、地理的な距離よりも公共交通機関を利用することになると千丁は遠いと感じるとか、校区から公民館主事がいなくなることで生涯学習活動への不安があり、払拭するためにも十分な説明、対応が必要である。それから教育文化センター建設基金の活用については住民に対する説明が必要であるとの意見をいただきました。最後に裏を見ていただければ今後のスケジュールを示しております。今後は、政策会議におきまして、中央公民館体制への移行についての方針を政策決定をしていただき、中央公民館の整備を位置づけてまいります。次に関係部課等々と調整を図りながら、職員配置計画や業務内容の確認等の他、平成28年度から改修工事が実施できるよう具体的整備に向けて実施設計の業務についての補正予算の要求等、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えています。また、この表では公民館条例の改正を12月議会ということで予定をしているところですが、条件等が早く整えば、コミュニティセンター設置条例と関連させまして9月議会への上程も視野に入れているところです。

まずは、平成28年4月に中央公民館として開館ができ、校区公民館体制から中央公民館体制へのスムーズな体制移行ができるよう取り組んでまいりたいと考えています。これで説明を終わらせていただきます。

中村市長

ただいま公民館体制の基本的方針について説明がございましたけれども、何かありましたらお願いいたします。

- 北岡教育長 それぞれ御意見があつて、当初、旧八代市の時にお話しがあつておりました中心部から離れるということに対してですね、御意見もあるかと思imasので、丁寧な説明をして御理解を得るようお願いをしたいと思つています。
- 中村市長 丁寧に説明するしかないでしょうね。
- 澤田生涯学習課長 住民自治によるまちづくりを進める部分とリンクさせながら、一緒に連携しながら進めていきたいと考えています。
- 中村市長 まちづくり協議会がそれぞれ立ち上がったことによって、認識というか考え方というか、ちょっと変わってきたような気はするけれども、この件については不安がいっぱいある。皆さん御承知のとおり。その辺をカバーできるかできないかという部分があると思う。そのへんもちゃんとした説明の流れの中で丁寧に説明して、そして聞くべきところは聞く。なかなか厳しそうで、そうでもなさそうな気もする。その辺はよろしく……。
- 松永委員 まちづくり協議会は、早くコミュニティセンターに移行してほしいんですよ。なぜかという、公民館だったら飲食ができないんですよ。制限されて。コミュニティセンターになったら、まちづくりをどうしたいのかと話しができるんですね。いろんな飲み食いしながら。だから早くしたいなというのが希望なんです。縛りがあるんです。教育施設ですから、公民館は……。
- 澤田生涯学習課長 教育施設ということで社会教育法の適用を受けていますので、物販ですね。例えば、地域の皆さんでつくったものを売ったりとかするものもできませんし、今、飲食と言われましたけれども、一部についてはですね、あくまでも市の施設ですので、どこまで許容できるかというのは、今後の検討課題かなと思imasますが、やはり自由に使えるという部分にメリットを……。
- 中村市長 仮にした場合、法律的に罰せられることは……。
- 澤田生涯学習課長 ないと思imas。
- 北岡教育長 ないと思imasが、好ましくはないということになるかなと思imas。どうしても制約が出てまいりますので、それが公

民館でなくなれば、その制約がないということで、まちづくり協議会でのまちづくりに、貢献できるものと思います。

中村市長

ほかにございませんか。ないようですので、今日は本当に第1回目でございますけれども貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。今後も市と教育委員会とですね、結束を図りながらやっていくことが、これからの教育現場にしろどこにしろ大事なことであると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

丸山教育政策課長
補佐

ありがとうございました。それでは最後に次第の5番目、その他でございますが、本日御出席の皆様、あるいは事務局から何かございますでしょうか。

ないようでございますので、それではこれで、第1回八代市総合教育会議を終了します。

(午後5時12分閉会)